令和3年4月版

介護報酬の解釈

1 単位数表編

●介護報酬の算定構造一覧 …… 9

Ⅰ 在宅の要介護者へのサービス
1 指定居宅サービス …… 123
2 指定地域密着型サービス …… 561
3 指定居宅介護支援 …… 847

Ⅱ 要介護者への施設サービス …… 879

Ⅲ 要支援者へのサービス
1 指定介護予防サービス …… 1281
2 指定地域密着型介護予防サービス …… 1487
3 指定介護予防支援 …… 1547

Ⅳ 令和３年度
介護報酬改定に伴う経過措置 …… 1551

Ⅴ 総合事業の訪問型・通所型サービス
及び介護予防ケアマネジメント …… 1557

付 福祉用具購入費・住宅改修費 …… 1585

社会保険研究所

1 単位数表編

内容目次＆法令・通知等一覧

●介護報酬の算定構造一覧 …… 9

①指定居宅サービス・指定介護予防サービス …… 10
②指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス …… 64
③指定居宅介護支援・指定介護予防支援 …… 85
④指定施設サービス等 …… 86

付　定員超過・人員欠如・夜勤体制の取扱いのあらまし …… 112

Ⅰ在宅の要介護者へのサービス

1 指定居宅サービス …… 123

指定居宅サービスの介護報酬の通則 …… 124
令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（共通事項） …… 136
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（共通事項） …… 152
1. 訪問介護 …… 156
2. 訪問入浴介護 …… 202
3. 訪問看護 …… 212
4. 訪問リハビリテーション …… 234
5. 居宅療養管理指導 …… 255
6. 通所介護 …… 275
7. 通所リハビリテーション …… 334
8. 短期入所生活介護 …… 378
9-1. 短期入所療養介護（介護老人保健施設） …… 411
9-2. 短期入所療養介護（病院・診療所） …… 434
療養病床を有する病院 …… 437
診療所 …… 457
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 …… 473
9-3. 短期入所療養介護（介護医療院） …… 483
10. 特定施設入居者生活介護 …… 509
11. 福祉用具貸与 …… 545

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12.2.10厚生省告示第19号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】

※関係告示は概要を掲載

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12.3.1老企第36号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙１／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号】

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12.3.8老企第40号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙２／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号】

△令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ【令3.3.19（Vol.1）～3.4.30（Vol.9）】

△新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて【令2.2.17（第１報）～3.5.20（第22報）】

個別サービスに関連する告示・通知等

〈訪問介護〉

●訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平12.3.17老計第10号）【平30.3.30老振発0330第２号】／191

△適切な訪問介護サービス等の提供について（平21.7.24振興課）／194

●「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（平15.5.8老振発第0508001号・老老発第0508001号）／195

△訪問介護における院内介助の取扱いについて（平22.4.28振興課）／197

△いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦」サービスを行う場合の介護報酬上の取り扱いについて（平17.9.14老人保健課）／198

△同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて（平19.12.20振興課）／199

△同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて（平20.8.25振興課）／200

●同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて（平21.12.25老振発1224第1号）／201

〈特定施設入居者生活介護〉

○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平18.3.28厚生労働省告示第165号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／538

〈福祉用具貸与〉

●福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について（平30.3.22老高発0322第１号）／546

△末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について（平22.10.25振興課・老人保健課）／552

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平11.3.31 厚生省告示第93号）／553

●介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取

◆凡例

①**単位数表関係告示**　本書では概要を青字で掲載し，原文は「３ QA・法令編」に掲載しています。

※本書で使用した関係告示の略称

利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27厚生労働省告示94）

大臣基準告示＝厚生労働大臣が定める基準（平27厚生労働省告示95）

施設基準＝厚生労働大臣が定める施設基準（平27厚生労働省告示96）

②**令和３年度改定関係Ｑ＆Ａ**　多くのサービスに共通するＱ＆Ａ（施設等を含む）を居宅サービスの通則の後（136頁）に掲載し，個々のサービスに関するＱ＆Ａは，当該サービスの単位数表告示・通知とあわせて掲載しています。いくつかのサービスに共通するＱ＆Ａは，原則として初出のサービスの箇所に掲載し，他サービスでは参照の案内をしています。また，今版では，「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に関しても，同様の方法で掲載しています。

③**令和３年度改定前の改定関係Ｑ＆Ａ**「３ QA・法令編」に掲載しています。

④**令和３年４月実施の改定項目の表示**　新設項目には新の記号，変更があった部分には下線あるいは改の記号を付しています。実施時期が異なる場合や経過措置が定められている場合は，その旨を明記しています。

※通知（色地部分）で用いた記号

〔　〕や【　】で囲われた語句・項番は編注であり，通知の原文にはありません。〔　〕は補足あるいは準用による読替えを示し，【　】はその他必要となる読替えを示します。

※法令・通知等一覧で用いた記号

○＝告示，●＝通知，△＝事務連絡等

【　】＝令和３年改定における直近の改正または令和３年４月改定による制定

本書は，令和３年６月９日までの情報により作成しています。

扱いについて（平12.1.31老企第34号）／553
●「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平21.4.10老振発第0410001号）／553
参考　福祉用具サービス計画書の様式例／559

2 指定地域密着型サービス …… 561

指定地域密着型サービスの介護報酬の通則 ‥ 562
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 575
2. 夜間対応型訪問介護 …… 598
2の2. 地域密着型通所介護 …… 611
3. 認知症対応型通所介護 …… 647
4. 小規模多機能型居宅介護 …… 677
5. 認知症対応型共同生活介護 …… 700
6. 地域密着型特定施設入居者生活介護 … 727
7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 … 751
8. 複合型サービス …… 809

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第126号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】
※関係告示は概要を掲載
●指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙５／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号】
○厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平24.3.13厚生労働省告示第119号）／573

個別サービスに関連する告示・通知等
〈夜間対応型訪問介護〉
○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平18.3.31厚生労働省告示第263号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／598

3 指定居宅介護支援 …… 847

指定居宅介護支援の介護報酬 …… 848
○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平12.2.10厚生省告示第20号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】
※関係告示は概要を掲載
●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12.3.1老企第36号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙１／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号】
●入院時情報連携加算に係る様式例及び退院・退所加算に係る様式例（平21.3.13老振発第0313001号：別紙１及び２）／868
●「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平30.5.10老振発0510第１号）／870

Ⅱ要介護者への施設サービス …… 879

指定施設サービス等の介護報酬の通則 …… 880
1. 介護老人福祉施設 …… 901
2-1. 介護老人保健施設 …… 963
2-2. 介護老人保健施設の特別療養費 …… 1036
3-1. 介護療養型医療施設 …… 1054
療養病床を有する病院 …… 1058
療養病床を有する診療所 …… 1099
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 … 1133
3-2. 介護療養型医療施設の特定診療費 … 1164
4-1. 介護医療院 …… 1195
4-2. 介護医療院の特別診療費 …… 1248

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平12.2.10厚生省告示第21号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】
※関係告示は概要を掲載
●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12.3.8老企第40号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙２／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号】

個別サービスに関連する告示・通知等
〈介護老人保健施設〉
●介護老人保健施設からの退所時における老人訪問看護指示加算に係る訪問看護指示書の様式（平12.4.26老健第96号：別紙）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙22】／1030
〈介護老人保健施設・介護医療院〉
○特定治療として算定できないリハビリテーション等（平27.3.23厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」より）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／1034
〈介護老人保健施設の特別療養費〉
○厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平20.4.10厚生労働省告示第273号）／1036
○厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平20.4.10厚生労働省告示第274号）／1037
○厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤（平20.4.10厚生労働省告示第275号）／1042
●特別療養費の算定に関する留意事項について（平20.4.10老老発第0410002号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙６】／1036
〈介護療養型医療施設の特定診療費・介護医療院の特別診療費〉
○厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平12.2.10厚生省告示第30号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／1164・1248
○厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等（平12.2.10厚生省告示第31号）／1165・1249
○厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤（平12.2.10厚生省告示第32号）／1170・1254
●特定診療費の算定に関する留意事項について（平12.3.31老企第58号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙３】／1164
●特別診療費の算定に関する留意事項について（平30.4.25老老発0425第２号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙７】／1248

Ⅲ要支援者へのサービス

1 指定介護予防サービス …… 1281

指定介護予防サービスの介護報酬の通則 … 1282
1. 介護予防訪問入浴介護 …… 1289
2. 介護予防訪問看護 …… 1297
3. 介護予防訪問リハビリテーション …… 1314
4. 介護予防居宅療養管理指導 …… 1324
5. 介護予防通所リハビリテーション …… 1342
6. 介護予防短期入所生活介護 …… 1363
7-1. 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）…… 1383
7-2. 介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）…… 1407
療養病床を有する病院 …… 1410
診療所 …… 1423
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 … 1433
7-3. 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）…… 1441
8. 介護予防特定施設入居者生活介護 …… 1455
9. 介護予防福祉用具貸与 …… 1480

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第127号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】

※関係告示は概要を掲載

●指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙１）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙４】

個別サービスに関連する告示・通知等

〈介護予防特定施設入居者生活介護〉

○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平18.3.28厚生労働省告示第165号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／1473

〈介護予防福祉用具貸与〉

●福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について（平30.3.22老高発0322第１号）／1481

2 指定地域密着型介護予防サービス …… 1487

指定地域密着型介護予防サービスの介護報酬の通則 …… 1488
1. 介護予防認知症対応型通所介護 …… 1489
2. 介護予防小規模多機能型居宅介護 …… 1515
3. 介護予防認知症対応型共同生活介護 … 1530

○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第128号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】

※関係告示は概要を掲載

●指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙５／3.4.22老高発0422第１号・老認発0422第１号・老老発0422第１号：別紙１】

3 指定介護予防支援 …… 1547

指定介護予防支援の介護報酬 …… 1548

○指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第129号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】

※関係告示は概要を掲載

●指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙１）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙４】

Ⅳ令和３年度介護報酬改定に伴う経過措置 …… 1551

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示【令3.3.15厚生労働省告示第73号】附則

Ⅴ総合事業の訪問型・通所型サービス及び介護予防ケアマネジメント …… 1557

総合事業の訪問型・通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの介護報酬の通則…… 1558
1. 訪問型サービス費 …… 1563
2. 通所型サービス費 …… 1570
3. 介護予防ケアマネジメント費 …… 1584

○介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準【令3.3.15厚生労働省告示第72号】

●介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について【令3.3.19老認発0319第３号】

付　福祉用具購入費・住宅改修費 …… 1585

福祉用具購入費　概要 …… 1586
関係告示・通知 …… 1588

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平11.3.31 厚生省告示第94号）／1588

●介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平12.1.31老企第34号）／1588

●「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平21.4.10老振発第0410001号）／1588

住宅改修費　概要 …… 1591
関係告示・通知 …… 1594

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平11.3.31厚生省告示第95号）／1594

●介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平12.1.31老企第34号）／1594

●「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平21.4.10老振発第0410001号）／1594

○介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第４項の規定により算定する額（平12.2.10厚生省告示第39号）／1596

●居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平12.3.8老企第42号）／1598

索引 …… 1607

Ｑ＆Ａ一覧…… 1618

追補（令和３年６月８日・９日発出分）…… 1620

総目次　2指定基準編　3QA・法令編 …… 1626

令和３年度から令和６年度までの間の地域区分の適用地域 …… 1634

◆他巻の内容概要（詳細目次は本書巻末参照）

2 指定基準編

●事業所・施設の指定等のあらまし

Ⅰ居宅サービス等の基準
1 居宅サービス
2 地域密着型サービス
3 居宅介護支援

Ⅱ施設サービスの基準
1 介護老人福祉施設
2 介護老人保健施設
3 介護療養型医療施設
4 介護医療院

Ⅲ介護予防サービス等の基準
1 介護予防サービス
2 地域密着型介護予防サービス
3 介護予防支援
付　総合事業のサービス

Ⅳ指定基準関係告示・通知等
各基準に共通する告示・通知等
付　有料老人ホーム

Ⅴサービス事業所関連－その他の主な通知等

3 QA・法令編

Ⅰ介護報酬Q&A※
1 全サービス
2 居宅サービス
3 施設サービス
4 地域密着型サービス

Ⅱ指定基準Q&A※（人員／設備／運営）
1 全サービス
2 居宅サービス
3 施設サービス
4 地域密着型サービス

Ⅲ令和３年度報酬改定Q&A

Ⅳ新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いQ&A等

法令・通知
1 単位数表関係告示
2 介護報酬算定体制の届出
3 居宅介護支援・介護予防支援の計画書等
4 事務処理手順・様式例
5 居住費・食費等の低所得者対策
6 介護給付費の請求
7 医療保険等との調整
8 介護扶助
9 介護予防・日常生活支援総合事業

請求書・明細書の記載要領

※平成12年からのQ&Aを集成

介護報酬の算定構造一覧

1 指定居宅サービス・指定介護予防サービス
1. 訪問介護費……10
【参考】総合事業の訪問型サービス費（独自）……12
2. 訪問入浴介護費……13
介護予防訪問入浴介護費……13
3. 訪問看護費……14
介護予防訪問看護費……16
4. 訪問リハビリテーション費……18
介護予防訪問リハビリテーション費……18
5. 居宅療養管理指導費……20
介護予防居宅療養管理指導費……20
6. 通所介護費……22
【参考】総合事業の通所型サービス費（独自）……21
7. 通所リハビリテーション費……26
介護予防通所リハビリテーション費……32
8. 短期入所生活介護費……34
介護予防短期入所生活介護費……36
9イ. 介護老人保健施設における短期入所療養介護費……38
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費……40
9ロ. 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費……42
療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費……46
9ハ. 診療所における短期入所療養介護費……48
診療所における介護予防短期入所療養介護費……49
9ニ. 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費……50
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費……52
9ホ. 介護医療院における短期入所療養介護費……54
介護医療院における介護予防短期入所療養介護費……58
10. 特定施設入居者生活介護費……60
介護予防特定施設入居者生活介護費……62
11. 福祉用具貸与費……63
介護予防福祉用具貸与費……63

2 指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費……64
2. 夜間対応型訪問介護費……65
3. 地域密着型通所介護費……66
4. 認知症対応型通所介護費……68
介護予防認知症対応型通所介護費……72
5. 小規模多機能型居宅介護費……74
介護予防小規模多機能型居宅介護費……75
6. 認知症対応型共同生活介護費……76
介護予防認知症対応型共同生活介護費……77
7. 地域密着型特定施設入居者生活介護費……78
8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費……82
9. 複合型サービス費……80

3 指定居宅介護支援・指定介護予防支援
1. 居宅介護支援費……85
2. 介護予防支援費……85
【参考】総合事業の介護予防ケアマネジメント費……85

4 指定施設サービス等
1. 介護福祉施設サービス……86
2. 介護保健施設サービス……90
3. 介護療養施設サービス
イ. 療養病床を有する病院……94
ロ. 療養病床を有する診療所……100
ハ. 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院……102
4. 介護医療院サービス……106

表中の青色アミを付した部分は令和３年４月改定箇所

単位数算定記号の説明
＋○○単位　→所定単位数＋○○単位
－○○単位　→所定単位数－○○単位
×○○／100　→所定単位数×○○／100
＋○○／100　→所定単位数＋所定単位数×○○／100

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和３年３月31日事務連絡）の「資料１」をもとに作成

本文中（単位数表）の該当ページをP156などと表示しました。

付　定員超過・人員欠如・夜勤体制の取扱いのあらまし……112

1 指定居宅サービス・指定介護予防サービスの介護報酬の算定構造

1 訪問介護費

基本部分 イ～ハ P156			注 P166 身体介護の⑵～⑷に引き続き生活援助を行った場合	注 P166 2人の訪問介護員等による場合	注 P166 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 P168 特定事業所加算	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	⑴20分未満 (167単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100
		⑵20分以上30分未満 (250単位)					
		⑶30分以上1時間未満 (396単位)					
		⑷1時間以上(579単位に30分を増すごとに+84単位)					
	ロ 生活援助	⑴20分以上45分未満 (183単位)					
		⑵45分以上 (225単位)					
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 99単位)						
ニ P178 初回加算 (1月につき +200単位)							
ホ P180 生活機能向上連携加算	⑴生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)						
	⑵生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)						
へ P183 認知症専門ケア加算	⑴認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)						
	⑵認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
ト P184 介護職員処遇改善加算	⑴介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計				
	⑵介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)						
	⑶介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)						
	⑷介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ⑶の90/100)						
	⑸介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ⑶の80/100)						
チ P184 介護職員等特定処遇改善加算	⑴介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計				
	⑵介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						

注 P172 共生型訪問介護を行う場合	注 P174 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 P176 特別地域訪問介護加算	注 P176 中山間地域等における小規模事業所加算	注 P176 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 P178 緊急時訪問介護加算
指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位

┆┆: 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の⑴20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和４年３月31日まで算定可能。
※令和３年９月30日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

定員超過・人員欠如・夜勤体制の取扱いのあらまし

◆定員超過利用は100分の70に減算

利用者・入所者の数が運営規程で定めた定員を超える事業所・施設では，介護報酬の基本部分が70％に減算されます。これは，定員超過利用を未然に防止し，適正なサービスの提供を確保するためのしくみです。なお，定員超過利用が２ヵ月以上継続すると，指定が取り消されることがあります（特別な事情がある場合を除きます）。

一体的な運営の居宅サービスと介護予防サービスでは利用者数を合算

同一事業所で要介護者に対する居宅サービス・地域密着型サービスと要支援者に対する介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス※1とが一体的に運営されている場合は，サービスをうける要介護者と要支援者※2の数を合計して超過しているかどうかを判断します。

※１　通所介護・地域密着型通所介護では，介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業

※２　通所介護・地域密着型通所介護では，要介護者と総合事業の利用者

定員超過が発生した月の翌月から解消した月まで減算

減算が行われるのは，月平均の利用者数（入所者数）が定員超過の状態が発生した月（開始月）の翌月から解消した月までの間です。

■定員超過利用による100分の70への減算（概要）

◎通所サービス

通所介護費	通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
通所リハビリテーション費	通所リハビリテーションの月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える

◎短期入所生活介護費

単独型（ユニット型）短期入所生活介護費		月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
		【市町村による入所措置により，やむを得ず利用定員を超える場合】 月平均の利用者数が，運営規程に定められている利用定員が①40以下であれば利用定員の100分の105，②40超であれば利用定員＋２を超える
併設型（ユニット型）短期入所生活介護費	併設事業所	月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
		【市町村による入所措置により，やむを得ず利用定員を超える場合】 月平均の利用者数が，運営規程に定められている利用定員が①40以下であれば利用定員の100分の105，②40超であれば利用定員＋２を超える
	特別養護老人ホームの空床利用	短期入所生活介護の月平均の利用者数と特別養護老人ホームの入所者数の合計が，特別養護老人ホームの入所定員を超える
		【市町村による入所措置，入院中の入所者の再入所が早まったことにより，やむを得ず利用定員を超える場合】 短期入所生活介護の月平均の利用者数と特別養護老人ホームの入所者数の合計が，特別養護老人ホームの入所定員が①40以下であれば入所定員の100分の105，②入所定員が40超であれば入所定員＋２を超える

ただし，災害や虐待の受け入れなど，やむを得ない理由によって定員超過利用が発生した場合には，その翌月から減算を直ちに行うことはしません。やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員超過利用が継続している場合に，災害等が生じた月の翌々月から減算を行います。

災害等が生じた時期が月末で，その翌月も定員超過利用が継続することがやむを得ない場合は，さらに１月遅れの取扱いとなります。

※指定介護老人福祉施設（地域密着型を含む）では，やむを得ない場合の定員の超過についての規定があり，減算の基準が緩和されています。

◎短期入所療養介護費

介護老人保健施設 介護医療院	短期入所療養介護の月平均の利用者数と入所者数の合計が，入所者の定員を超える
療養病床を有する病院	短期入所療養介護を行う病棟における短期入所療養介護の月平均の利用者数と入院患者数の合計が，入院患者の定員を超える
老人性認知症疾患療養病床を有する病院	
診療所	短期入所療養介護を行う病室における短期入所療養介護の月平均の利用者数と入院患者数の合計が，入院患者の定員を超える

◎地域密着型サービス

地域密着型通所介護費	療養通所介護費以外	地域密着型通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
	療養通所介護費	療養通所介護の月平均の利用者数が指定基準に定められている利用定員（18人以下）を超える
認知症対応型通所介護費		月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
小規模多機能型居宅介護費		登録者数が運営規程に定められている登録定員を超える（ただし，過疎地域等においてサービス提供を確保する観点から，地域の実情により当該地域における（看護）小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は，一定の期間に限り，登録定員を超えても減算しない→117頁参照）
複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護）		
認知症対応型共同生活介護費		利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費		月平均の入所者数が運営規程に定められている入所定員を超える
		【市町村による入所措置，入院中の入所者の再入所が早まったことにより，やむを得ず入所定員を超える場合】 月平均の入所者数が運営規程に定められている入所定員の100分の105を超える

◎施設サービス

介護老人福祉施設	月平均の入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む）が運営規程で定めた入所定員を超える
	【市町村による入所措置，入院中の入所者の再入所が早まったことにより，やむを得ず入所定員を超える場合】 月平均の入所者数が，運営規程に定められている入所定員が①40以下であれば入所定員の100分の105，②40超であれば入所定員＋2を超える
	【入所見込者の家族の急遽入院等，事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者に対し，併設の短期入所の空床を利用してサービスを提供した場合】 月平均の入所者数が，運営規程に定められている入所定員の100分の105を超える
介護老人保健施設 介護医療院	短期入所療養介護の利用者数と入所者数の合計が，入所者の定員を超える
介護療養型医療施設	月平均の入院患者数が運営規程に定められている入院患者の定員を超える

8 短期入所生活介護（単位数表・留意事項通知）

短期入所生活介護費

（１日につき）

◎地域区分別１単位の単価
１級地 11.10円　２級地 10.88円
３級地 10.83円　４級地 10.66円
５級地 10.55円　６級地 10.33円
７級地 10.17円　その他 10.00円

イ　短期入所生活介護費

(1)　単独型短期入所生活介護費

●算定の区分（単独型）

(一)　単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）　（Ⅰ）従来型個室

a	要介護１	638単位
b	要介護２	707単位
c	要介護３	778単位
d	要介護４	847単位
e	要介護５	916単位

(二)　単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）　（Ⅱ）多床室

a	要介護１	638単位
b	要介護２	707単位
c	要介護３	778単位
d	要介護４	847単位
e	要介護５	916単位

(2)　併設型短期入所生活介護費

●算定の区分（併設型）

(一)　併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）　（Ⅰ）従来型個室

a	要介護１	596単位
b	要介護２	665単位
c	要介護３	737単位
d	要介護４	806単位
e	要介護５	874単位

(二)　併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）　（Ⅱ）多床室

a	要介護１	596単位
b	要介護２	665単位
c	要介護３	737単位
d	要介護４	806単位
e	要介護５	874単位

ロ　ユニット型短期入所生活介護費

(1)　単独型ユニット型短期入所生活介護費

●算定の区分（単独型ユニット型）

(一)　単独型ユニット型短期入所生活介護費　ユニット型個室

a	要介護１	738単位
b	要介護２	806単位
c	要介護３	881単位
d	要介護４	949単位
e	要介護５	1,017単位

(二)　経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費　ユニット型個室的多床室

a	要介護１	738単位
b	要介護２	806単位
c	要介護３	881単位
d	要介護４	949単位
e	要介護５	1,017単位

(2)　併設型ユニット型短期入所生活介護費

●算定の区分（併設型ユニット型）

(一)　併設型ユニット型短期入所生活介護費　ユニット型個室

a	要介護１	696単位
b	要介護２	764単位
c	要介護３	838単位
d	要介護４	908単位
e	要介護５	976単位

(二)　経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費　ユニット型個室的多床室

a	要介護１	696単位
b	要介護２	764単位
c	要介護３	838単位
d	要介護４	908単位
e	要介護５	976単位

〔経過措置・改正告示附則第12条→1555頁〕

令和３年９月30日までの間は，**イ**及び**ロ**について，それぞれの所定単位数の**1000分の1001**に相当する単位数を算定する。

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し，かつ，別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第２項の規定の適用を受けるもの及び同条第４項に規定する併設事業所を含む。）において，指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に，当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い，利用者の要介護状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定する。ただし，当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は，所定単位数の**100分の97**に相当する単位数を算定する。なお，利用者の数又は介

◎→施設基準・九
【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】
→平12告29・一イロ

【厚生労働大臣が定める基準】
→施設基準・十

護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は，別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

◎定員超過利用又は人員基準欠如の場合→平12告27（通所介護費等の算定方法）三により減算

〔注1〕指定短期入所生活介護費を算定するための基準について〔平成12年３月８日 老企第40号 第２の２(1)〕

指定短期入所生活介護費は，厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。）第十号に規定する基準に従い，以下の通り，算定すること。

イ　施設基準第十号イに規定する指定短期入所生活介護費

短期入所生活介護が，ユニットに属さない居室（定員が１人のものに限る。）（「従来型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ　施設基準第十号ロに規定する指定短期入所生活介護費

短期入所生活介護が，ユニットに属さない居室（定員が２人以上のものに限る。）（「多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ　施設基準第十号ハに規定する指定短期入所生活介護費

短期入所生活介護が，ユニットに属する居室（ユニットに属さない居室を改修した居室であって，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

ニ　施設基準第十号ニに規定する指定短期入所生活介護費

短期入所生活介護が，ユニットに属する居室（ユニットに属さない居室を改修した居室であって，居室を隔てる壁について，天井との間に一定の隙間が生じているものに限る。）（「ユニット型個室的多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

〔注1〕やむを得ない措置による定員の超過〔第２の２(2)〕

利用者数が利用定員を超える場合は，原則として定員超過利用による減算の対象となり，所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の４第１項第三号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第１項第二号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））によりやむを得ず利用定員を超える場合は，利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては，利用定員に２を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（通所介護費等の算定方法第三号イ）。なお，この取扱いは，あくまでも一時的かつ特例的なものであることから，速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

〔注1〕併設事業所について〔第２の２(3)〕

①　指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）第121条第４項に規定する併設事業所については，併設型短期入所生活介護費が算定される（施設基準第九号ロ(2)）が，ここでいう併設事業所とは，特別養護老人ホーム等と同一敷地内又は隣接する敷地において，サービスの提供，夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホーム等と一体的に行われている短期入所生活介護事業所を指すものであること。

②　併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については，本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には，

イ　指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下(3)並びに(8)，(10)，(12)及び(19)において同じ。）の併設事業所の場合は，指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で，職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって，例えば，前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は，併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（３：１の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり，必要な夜勤を行う職員の数は４人であること。

なお，ユニット型同士が併設する場合は，指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で，夜勤職員の配置数を算定すること。例えば，３ユニットの指定介護老人福祉施設に，１ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は，２のユニットごとに夜勤職員を１人以上配置することが必要であることから，必要な夜勤職員数は２人であること。

また，ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は，利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等），夜勤職員１人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には，指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められるものであること。例えば，３ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に，利用者数３人の多床室の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は，必要な夜勤職員数は２人であること。

ロ　指定介護老人福祉施設以外の施設の併設事業所の場合は，職員の配置数の算定に係る「端数の切り上げ」を一体的に行うこととなるが，夜勤を行う職員の配置数については，それぞれについて必要となる数の合計数となること。

③　併設事業所における看護職員配置については，指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には，短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち，必要な看護職員数の算定については，指定介護老人福祉施設と，併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて，区別して行うものとする。例えば，指定介護老人福祉施設の入所者数が50人，併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合，当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は，入所者50人以下の場合の基準が適用され，常勤換算で２人以上となり，当該短期入所生活介護事業所については，看護職員の配置は義務ではない。

〔注1〕特別養護老人ホームの空床利用について〔第２の２(4)〕

①　所定単位数の算定（配置すべき職員数の算定）並びに定員超過利用，人員基準欠如及び夜勤を行う職員数による所定単位数の減算は，常に本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われるものであること。

②　注１の規定による施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出については，本体施設である特別養護老人ホームについてそれに相当する届出が行われていれば，注16〔→398頁〕と同様の趣旨により，短期入所生活介護について行う必要がないこと。

通則
①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導
⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与

注２　**ロ**について，別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は，１日につき所定単位数の**100分の97**に相当する単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める施設基準】
→施設基準・十一
イ　日中については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
ロ　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。

注３　**イ**⑵について，共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この注において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この注において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。）を行った場合は，所定単位数の**100分の92**に相当する単位数を算定する。

注４　**イ**⑵について，別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において，**注３**を算定している場合は，生活相談員配置等加算として，１日につき**13単位**を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】
→大臣基準告示・三十四の三
次のいずれにも適合すること。
イ　生活相談員を１名以上配置していること。
ロ　地域に貢献する活動を行っていること。

〔この欄で用いた関係告示の略称〕
利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27告94）
大臣基準告示＝厚生労働大臣が定める基準（平27告95）
施設基準＝厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96）

〔注2〕ユニットにおける職員に係る減算について〔老企第40号 第２の２⑸〕
５の⑷を準用する。

５⑷　ユニットにおける職員に係る減算について
　ユニットにおける職員の員数が，ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については，ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に，その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで，入所者全員について，所定単位数が減算されることとする（ただし，翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

〔注4〕生活相談員配置等加算について〔第２の２⑹〕
①　生活相談員（社会福祉士，精神保健福祉士等）は，常勤換算方法で１名以上配置する必要があるが，共生型短期入所生活介護の指定を受ける障害福祉制度における指定短期入所事業所（本体施設が障害者支援施設である併設事業所及び空床利用型事業所に限る。以下この号において同じ。）に配置している従業者の中に，既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には，新たに配置する必要はなく，兼務しても差し支えない。
　なお，例えば，１週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は，その曜日のみ加算の算定対象となる。
②　地域に貢献する活動は，「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」，「認知症カフェ・食堂等の設置」，「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」，「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」，「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」，「地域住民への健康相談教室・研修会」など，地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
③　なお，当該加算は，共生型短期入所生活介護の指定を受ける指定短期入所事業所においてのみ算定することができるものであること。

注５　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において，外部との連携により，利用者の身体の状況等の評価を行い，かつ，個別機能訓練計画を作成した場合には，当該基準に掲げる区分に従い，イについては，利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として，１月につき，ロについては１月につき，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。また，**注７**を算定している場合，イは算定せず，ロは１月につき**100単位**を所定単位数に加算する。

イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	**100単位**
ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）	**200単位**

【厚生労働大臣が定める基準】
→大臣基準告示・三十四の四

イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。

⑴　指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」）の助言に基づき，当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

⑵　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

⑶　⑴の評価に基づき，個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し，利用者又はその家族に対し，機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。

ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　次のいずれにも適合すること。

⑴　指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が，当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し，当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

⑵　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

⑶　⑴の評価に基づき，個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し，利用者又はその家族に対し，機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

〔注5〕生活機能向上連携加算について〔老企第40号 第２の２⑺〕

①　生活機能向上連携加算（Ⅰ）

イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては，許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この⑺において同じ。）の理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は医師（以下この⑺において「理学療法士等」という。）の助言に基づき，当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント，利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際，理学療法士等は，機能訓練指導員等に対し，日常生活上の留意点，介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは，診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設，介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

ロ　個別機能訓練計画の作成に当たっては，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は，当該利用者のＡＤＬ（寝返り，起き上がり，移乗，歩行，着衣，入浴，排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理，掃除，買物，金銭管理，服薬状況等）に関する状況について，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し，又は，指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で，当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお，ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては，理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう，理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。

ハ　個別機能訓練計画には，利用者ごとにその目標，実施時間，実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については，利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし，当該利用者の意欲の向上につながるよう，段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお，個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は，その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。

ニ　個別機能訓練計画に基づき，利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し，機能訓練指導員等が，利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

ホ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

・機能訓練指導員等は，各月における評価内容や目標の達成度合いについて，利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し，理学療法士等から必要な助言を得た上で，必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上，当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

・理学療法士等は，機能訓練指導員等と共同で，３月ごとに１回以上，個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で，機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。

また，利用者等に対する説明は，テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとすること。ただし，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお，個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」，厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

ヘ　機能訓練に関する記録（実施時間，訓練内容，担当者等）は，利用者ごとに保管され，常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

ト　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り，算定されるものである。なお，イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には，本加算を再度算定することは可能であるが，利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き，個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

通則
①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導
⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与

ト　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が，利用者に対し，指定短期入所生活介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年３月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　イからへまでにより算定した単位数の**1000分の83**に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　イからへまでにより算定した単位数の**1000分の60**に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　イからへまでにより算定した単位数の**1000分の33**に相当する単位数

~~(4)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　(3)により算定した単位数の**100分の90**に相当する単位数~~

~~(5)　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　(3)により算定した単位数の**100分の80**に相当する単位数~~

〔**経過措置・改正告示附則第２条**→1552頁〕

令和３年３月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって，改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については，令和４年３月31日までの間は，なお従前の例によることができる。

※区分支給限度基準額の算定対象外
【厚生労働大臣が定める基準】
→大臣基準告示・三十九

チ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が，利用者に対し，指定短期入所生活介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　イからへまでにより算定した単位数の**1000分の27**に相当する単位数

(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　イからへまでにより算定した単位数の**1000分の23**に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外
【厚生労働大臣が定める基準】
→大臣基準告示・三十九の二

◇㊙**介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算について**〔老企第40号 第２の２(22)／(23)〕

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算の内容については，別途通知（**「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」**〔令和３年３月16日老発0316第４号→３巻〕）を参照すること。

Q&A　Vol.１＝令和３年３月19日　Vol.２＝３月23日　Vol.３＝３月26日　Vol.４＝３月29日
Vol.５＝４月９日　Vol.６＝４月15日　Vol.７＝４月21日　Vol.８以降の発出日は各所に記載

〔編注〕(1)　令和３年３月19日以降の事務連絡のうち，本サービスに関連するＱ＆Ａをここに掲載した。
(2)　Ｑ＆Ａの番号は，原典の事務連絡において付番されているものに従った。
(3)　他サービスと共通する事項についてのＱ＆Ａは，「居宅サービスの通則」の項（→136頁）及び介護老人福祉施設の項（→962頁）に掲載したので，あわせて参照されたい。

【（介護予防）短期入所生活介護，（介護予防）短期入所療養介護】

○連続利用日数の考え方

（Vol.３問67） 連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合，30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが，この連続利用日数を計算するにあたり，例えばＡ事業所にて連続15日間（介護予防）短期入所介護費を請求した後，同日にＢ事業所（Ａ事業所と同一，隣接若しくは近接する敷地内にない事業所）の利用を開始し，利用開始日を含めて連続15日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求した場合，連続利用日数は何日となるのか。

30日となる。（介護予防）短期入所生活介護の利用日数は，原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており，連続利用日数の考え方もこれに連動して介護報酬を請求した日数をもとに算定されるものである。このため，Ａ事業所からＢ事業所に利用する事業所を変更した日については，Ａ事業所・Ｂ事業所とも介護報酬請求を行うことから，利用変更日は２日と計算される。なお，上記の事例におけるＢ事業所がＡ事業所と同一敷地内にある場合，又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は，Ａ事業所は利用を終了した日の介護報酬請求はできないこととなっていることから，連続利用日数は29日となる。

（Vol.３問68） 連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合，30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが，例えばＡ事業所にて連続30日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求し，同日にＢ事業所（Ａ事業所と同一，隣接若しくは近接する敷地内にない事業所）の利用を開始した場合，Ｂ事業所は利用開始日から介護報酬を請求することが可能であるか。

Ａ事業所においてすでに連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を請求していることから，Ｂ事業所は利用開始日においては介護報酬を請求することはできず，当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり，利用開始日の翌日からは介護報酬を請求することができる。

なお，上記の事例におけるＢ事業所がＡ事業所と同一敷地内にある場合，又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は，Ａ事業所は利用を終了した日の介護報酬は請求できないこととなっていることから，Ｂ事業所は利用開始日には介護報酬を請求することができるが，Ｂ事業所の利用開始日をもって連続して30日間（介護予防）短期入所生活介護費を算定していることとなることから，利用開始日の翌日は介護報酬を請求することはできず，当該日のサービス提供に係る費用は利用者の自己負担によることとなり，利用開始日の翌々日から再び介護報酬を請求することができる。

本書に掲載したQ＆A一覧（サービス別）

（令和３年度改定関係Q＆A及び臨時的な取扱い）

全サービス
運営規程／137
虐待の防止／137
指定基準の記録の整備の規定／138
人員配置基準における両立支援／137
令和３年９月30日までの上乗せ分【（介護予防）福祉用具貸与を除く】／138

全サービス（一部を除く）
LIFE関連／145，1620
LIFE関連（Barthel Indexの読み替え）／146
外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付け／139
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算→３巻
口腔・栄養スクリーニング加算／146
サービス提供体制強化加算・勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る勤続年数の計算／150
認知症介護基礎研修の義務づけ／138
認知症専門ケア加算／140

共生型サービス
サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算／151
指定について→２巻

訪問介護
事業所を分割した場合におけるサービス提供責任者の配置基準の取扱い／186
生活機能向上連携加算（Ⅰ）／186
通院等乗降介助／185
特定事業所加算（Ⅴ）／185
認知症専門ケア加算／140，142，143
看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合の２時間ルールの弾力化／187
●臨時的な取扱い／154，187，1624（訪問型サービス）／1562

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス提供体制強化加算／596
初期加算／597
人員配置基準／596，597
認知症専門ケア加算／140，142，143
●臨時的な取扱い／154，190，572

夜間対応型訪問介護
サービス提供体制強化加算／596
人員配置基準／596
認知症専門ケア加算／140，142，143
●臨時的な取扱い／154，572

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
初回加算／211
認知症専門ケア加算／140，142，143
●臨時的な取扱い／154，211

訪問看護・介護予防訪問看護
看護体制強化加算／232
理学療法士等による訪問看護／232
介護予防訪問看護
理学療法士等による介護予防訪問看護／1313
利用開始した月から12月を超えた場合の減算【介護予防訪問看護】／1288
●臨時的な取扱い／154，233，1624

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
算定の基準／144，253
事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算／253
リハビリテーション計画書／252
●臨時的な取扱い／154

訪問リハビリテーション
移行支援加算／250，252
リハビリテーションマネジメント加算／247，253
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）／250
●臨時的な取扱い／154

介護予防訪問リハビリテーション
事業所評価加算／1323
利用開始した月から12月を超えた場合の減算／1288
●臨時的な取扱い／154，1323

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
医師又は歯科医師の指示／274
管理栄養士による居宅療養管理指導／144

通所介護・地域密着型通所介護
３％加算及び規模区分の特例／313
ADL維持等加算／147
栄養アセスメント加算／144，146，1620
栄養改善加算／144，322
延長加算／318
延長サービスに係る利用料／319
看護職員と機能訓練指導員の兼務／322
管理者と機能訓練指導員の兼務／323
口腔機能向上加算／322
個別機能訓練加算（Ⅰ）／324
所要時間区分／317
生活相談員及び介護職員の配置基準／322
送迎減算／319
（地域密着型）通所介護と第１号通所事業が一体的に行われている場合／324
入浴介助加算／320
●臨時的な取扱い／152，331（地域密着型通所介護）／572

通所型サービス
３％加算及び規模区分の特例（第１号通所事業の取扱い）／1583
運動器機能向上加算と（地域密着型）通所介護の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロとの関係／1583
（地域密着型）通所介護と第１号通所事業が一体的に行われている場合／1583
●臨時的な取扱い／1562

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
３％加算／313
３％加算（介護予防サービスと一体的に実施している場合）／675
栄養アセスメント加算／144，146，1620
栄養改善加算／144，322
延長加算／318
延長サービスに係る利用料／319
看護職員と機能訓練指導員の兼務／322
管理者と機能訓練指導員の兼務／323
共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の利用定員【共用型のみ】／676
口腔機能向上加算／322
事業所ごとの利用定員／675
所要時間区分／317
生活相談員及び介護職員の配置基準／322
送迎減算／319
入浴介助加算／320
認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護が一体的に行われている場合／675
●臨時的な取扱い／152，331，572

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
医療保険と介護保険の関係／373
栄養アセスメント加算／144，146，1620
栄養改善加算／144，322
口腔機能向上加算／322
算定の基準／144，253，375
人員の配置／372
通所リハビリテーションの提供／375
リハビリテーション会議／373
リハビリテーション計画書／252
栄養アセスメント加算／146
生活行為向上リハビリテーション実施加算／373，376
●臨時的な取扱い／152，331，376

通所リハビリテーション
３％加算及び規模区分の特例／313
移行支援加算／250，252，372
延長加算／318
延長サービスに係る利用料／319
所要時間区分の設定／317
送迎減算／319
入浴介助加算／320
リハビリテーションマネジメント会議／375
リハビリテーションマネジメント加算／247，374
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）／250

介護予防通所リハビリテーション
利用開始した月から12月を超えた場合の減算／1288

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
人員配置基準の見直し／894
その他日常生活費／409
認知症専門ケア加算／142，143
病院等との密接な連携により看護職員を確保する場合／408
利用者に対して送迎を行う場合／408
連続利用日数の考え方／407
●臨時的な取扱い／152

短期入所生活介護
看護体制加算（Ⅲ）イ及びロ，看護体制加算（Ⅳ）イ及びロ／410
長期利用者に対して短期入所サービスを提供する場合／409，410
テクノロジーを活用した場合における夜勤職員の配置基準／962
夜勤職員配置加算／962

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
人員配置基準の見直し／894
総合医学管理加算【介護老人保健施設】／433
認知症専門ケア加算／142，143
利用者に対して送迎を行う場合／408
連続利用日数の考え方／407
●臨時的な取扱い／152

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
サテライト事業所／572
短期利用居宅介護費／698
通所困難な利用者の入浴機会の確保／698
定員超過利用／698
併設する居宅サービス事業所等との兼務の可否／699
●臨時的な取扱い／152，190，572，699

看護小規模多機能型居宅介護
栄養アセスメント加算／144，146，1620
栄養改善加算／144
サテライト事業所／572
褥瘡マネジメント加算／898
通所困難な利用者の入浴機会の確保／698
排せつ支援加算／898
●臨時的な取扱い／152，190，572，699

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
●臨時的な取扱い／551

居宅介護支援
居宅介護支援費（Ⅱ）の要件／873
居宅介護支援費の請求方法【介護予防支援費も同様】／875
契約時の説明／871
退院・退所加算／875
通院時情報連携加算／875
特定事業所加算／873
●臨時的な取扱い／875

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
ADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）【介護予防を除く】／147
介護機器を使用した業務効率化／150
口腔衛生管理体制加算／149
入居継続支援加算【介護予防を除く】／150，537
認知症専門ケア加算／140
看取り介護加算（Ⅱ）【介護予防を除く】／537
●臨時的な取扱い／152，537（地域密着型特定施設入居者生活介護）／572

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
運営推進会議を活用した評価／726
栄養管理体制加算／144
計画作成担当者の配置／726
口腔衛生管理体制加算／149
サテライト事業所／572，725
認知症専門ケア加算／140，143
報酬の取扱い／725
夜間支援体制加算／725
●臨時的な取扱い／152，572

施設サービス共通
運営基準における栄養管理／895
経口移行加算，経口維持加算／895
口腔衛生管理加算／896
口腔衛生の管理／149
人員配置基準の見直し／894
身体拘束廃止未実施減算／894
退所前連携加算／894
認知症専門ケア加算／140，143

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設
ADL維持等加算／147
安全対策体制加算／896
介護機器を使用した業務効率化／150
サテライト型居住施設における栄養士又は管理栄養士の配置【地域密着型介護老人福祉施設】／808
褥瘡マネジメント加算／897
自立支援促進加算／897，1621
テクノロジーを活用した場合における夜勤職員の配置基準／962
日常生活継続支援加算／150
排せつ支援加算／898
夜勤職員配置加算／962
●臨時的な取扱い／152，899（地域密着型介護老人福祉施設）／572

介護老人保健施設
安全対策体制加算／896
介護保健施設サービス費（Ⅰ）／1032
かかりつけ医連携薬剤調整加算／1031
在宅復帰・在宅療養支援機能加算／1032
褥瘡マネジメント加算／897
所定疾患施設療養費／1031
自立支援促進加算／897，1621
排せつ支援加算／898
リハビリテーションの算定の基準／144
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算／1031
●臨時的な取扱い／152，899，1033

介護療養型医療施設
安全対策体制加算／896
低栄養リスク改善加算／895
リハビリテーションの算定の基準／144
●臨時的な取扱い／152，899

介護医療院
安全対策体制加算／896
褥瘡指導対策管理／897
自立支援促進加算／897，1621
排せつ支援加算／898
理学療法，作業療法及び言語聴覚療法に係る加算／1031
リハビリテーションの算定の基準／144
●臨時的な取扱い／152，899

〔編注〕
(1)「令和３年度改定関係Q＆A」＝令和３年度介護報酬改定に関するQ＆A Vol.1～Vol.10（厚生労働省老健局事務連絡）をサービス別に整理し，各所に掲載しています。
(2)「臨時的な取扱い」＝厚生労働省ホームページに掲載された「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」（第16報まで）に加え，この整理に基づき，第17報から第23報まで（令2.12.25～令3.6.8事務連絡）をサービス別に整理し，各所に掲載しています。なお，本書では「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を【１報】などと略して記載しているほか，一部の告示・通知・事務連絡なども略称を用いて掲載しています。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第１報～第23報の発出日			
【１報】令2.2.17	【７報】令2.4.9	【13報】令2.6.15	【19報】令3.3.22
【２報】令2.2.24	【８報】令2.4.10	【14報】令2.8.13	【20報】令3.4.5
【３報】令2.2.28	【９報】令2.4.15	【15報】令2.8.27	【21報】令3.5.6
【４報】令2.3.6	【10報】令2.4.24	【16報】令2.10.21	【22報】令3.5.20
【５報】令2.3.26	【11報】令2.5.25	【17報】令2.12.25	【23報】令3.6.8
【６報】令2.4.7	【12報】令2.6.1	【18報】令3.2.16	